

## 指定障害福祉サービス事業者等における集団指導及び実地指導に関する実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中部広域市町村圏事務組合（以下「本組合」という。）規約第3条第7号に規定された共同処理する事務において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う集団指導及び実地指導（以下「指導検査等」という。）について、基本的事項を定めるもののほか、本組規約別表第1の第1欄に規定する関係市町村（以下「関係市町村」という。）及び本組合の連携について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 指導検査等は、法及び児童福祉法、沖縄県の条例及び施行規則で定める最低基準及び指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、指定障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保並びに法第6条に規定する自立支援給付、法第77条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法第21条の5の2に規定する障害児通所給付及び第24条の25に規定する障害児相談支援給付及び特例障害児相談支援給付（以下「自立支援給付費等」という。）に係る費用等の支給の適正化を図り、関係市町村における障害者（児）福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (指導検査等の対象)

第3条 指導検査等の対象となる事業者等は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げるサービス（これらに相当するサービスを含む。）を行う者若しくはこれらを使用する者又はこれらの者であった者及び指定障害者支援施設等の設置者。

ア 障害福祉サービス（自立支援医療、療養介護、基準該当療養介護医療、補装具及び高額障害福祉サービス費に係るものを除く。）

イ 相談支援

ウ 地域生活支援事業

エ 障害児通所支援

オ 障害児相談支援

(2) 次に掲げる事業者又は当該指定に係る事業所の従業者

- ア 指定障害福祉サービス事業者
- イ 指定障害者支援施設
- ウ 指定一般相談支援事業者
- エ 指定特定相談支援事業者
- オ 指定障害児通所支援事業者
- カ 指定障害児相談支援事業者
- キ その他、本組合が必要と認める者

(指導検査等の実施方針及び実施計画等)

第4条 指導検査等の実施方針及び実施計画は、法及び国の通知「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について（令和2年7月17日付け障発0717第2号）」、「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について（平成12年4月25日付け児発第471号）」「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について（平成26年3月28日障発0328第4号）」等を参考に、毎年度当初に実施方針及び実施計画を定めて実施する。

(指導検査等対象の選定)

第5条 指導検査等対象の選定は、毎年作成する実施計画において、本組合で決定する。ただし、緊急等必要と認める場合はその限りでない。

(指導の形態)

第6条 指導検査等の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

- ア 指導通知 集団指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日、場所、出席者、指導内容等を、当該障害福祉サービス事業者等に通知する。
- イ 指導方法 集団指導は、指導の対象となる指定障害福祉サービス事業者等に対し、関係法令及び参考となる指導事例の内容等を講習等の方式により行う。
- ウ 集団指導後の措置 集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供を行う。

(2) 実地指導

- ア 実地指導の通知 実地指導対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、実施日、場所、指導担当者、出席者、当日に準備すべき書類等を文書により当該指定障害福祉サービス事業者等に通知する。ただし、緊急を要する場合等には、そ

の限りでない。

イ 資料の提出 実地指導対象指定障害福祉サービス事業者等に対して求める事前資料は、実地指導を行う日の2週間前までに提出するよう求める。

ウ 実地指導の方法 実地指導は、原則対象となる指定障害福祉サービス事業者等の事業所において、実施方針に基づき関係書類等を閲覧し、関係者との面談方式で行う。

エ 関係市町村への通知 次のいずれかに該当した場合は、速やかに関係市町村へ通知する。

(ア) 正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。

(イ) 実地指導の結果、指定障害福祉サービス事業者等のサービス内容が不当である場合

(ウ) 実地指導の結果、自立支援給付費等に係る費用等の請求等の経理面に不正等が疑われる場合

(エ) 実地指導の結果、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足りる場合等

オ 実地指導結果の検討

(ア) 実地指導の内容について、復命会を開催し、綿密に検討してその問題点を明らかにし、これに対する実地指導対象となった当該指定障害福祉サービス事業者等が採るべき措置を具体的に決定して、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置をとるものとする。

(イ) 復命会は、事務局長、広域連携課長、障がい福祉指導検査係等で構成し、必要に応じて関係市町村の担当者等に出席を求めることとする。

カ 実地指導結果の通知 復命会にて検討した結果は、文書により当該指定障害福祉サービス事業者等及び関係市町村長に通知するものとする。

キ 改善報告書の提出 当該指定障害福祉サービス事業者等に対して、文書により改善を指摘した場合は、実地指導結果通知の受理後 30 日以内に、改善報告書の提出を求める。

ク 実地指導後の措置 実地指導結果の通知後、指摘した事項について改善が不十分な当該指定障害福祉サービス事業者等については、必要に応じて、再度、実地指導を行う。

(実地指導の実施体制)

第7条 実地指導は、2人以上の職員をもって編成し、うち1人は係長級以上の職員をもって充てるものとする。

2 実地指導に際しては、法令に規定する証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを掲示しなければならない。

(自主点検の指導等)

第8条 実地指導において、自立支援給付等の内容若しくはその費用の算定又はその請求に過誤が確認されたときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、当該事例の他自立支援給付等を行った全ての事例（ただし、実地指導の実施日において自立支援給付等に係る費用の返還請求に関し、消滅時効の期限が到来しているものを除く。なお、当該指定障害福祉サービス事業者等が任意で消滅時効期限の到来分を対象とすることを妨げるものではない。）に関して、自主的に点検させるとともに、当該自主点検の結果、過誤が確認されたときは、当該過誤に係る自立支援給付等に係る費用の調整等による返還を行うよう指導するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者等の指導検査等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年5月31日から施行し、令和3年4月1日から適用する。